

2018年2月9日

木材・木材を原料とする製品の合法性証明の基準項目を含む商品類型における 認定基準書(改定)について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマーク認定基準では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準への整合性に留意して、認定基準を制定している。グリーン購入法の基本方針において、平成30年2月9日変更閣議決定により、木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る内容が変更される。同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 対象となる商品類型

- ・ No.106 「情報用紙 Version3.4」
- ・ No.107 「印刷用紙 Version3.4」
- ・ No.115 「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2.5」
- ・ No.123 「建築製品（内装工事関係用資材） Version2.14」
- ・ No.130 「家具 Version2.2」
- ・ No.131 「土木製品 Version1.17」

3. 改定箇所（No.107「印刷用紙 Version3.4」の場合、他商品類型も準じて改定）

以下のとおり、基準を変更する。（~~削除：見え消し~~）

4-1.環境に関する基準と証明方法

- (3) バージンパルプ（~~間伐材により製造されたバージンパルプ及び~~合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）が使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

4. 改定日： 2018年3月1日

以上